

青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新 条 文	旧 条 文
<p>(定義)</p> <p>第十一条 この章以下（第五章を除く。）において「青少年」とは、十八歳未満の者をいう。</p> <p>2・3略</p> <p>(淫行又はわいせつ行為の勧誘等の禁止)</p> <p>第二十二条の二 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘し、又は強要してはならない。</p> <p>(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)</p> <p>第二十二条の三 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を求めてはならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第十一条 この章以下（第五章を除く。）において「青少年」とは、十八歳未満の者（婚姻した者を除く。）をいう。</p> <p>2・3略</p>

第七章 罰則

第三十条 略

2 第二十二條第二項、第二十二條の二又は第二十三條の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第二十二條の三の規定に違反して次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

4・5 略

第三十一條 前條第一項から第三項までに規定する者は、青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることができない。ただし、青少年の年齢を知らないことについて過失がないときは、この限りでない。

第七章 罰則

第三十条 略

2 第二十二條第二項又は第二十三條の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

3・4 略

第三十一條 前條第一項及び第二項に規定する者は、青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることができない。ただし、青少年の年齢を知らないことについて過失がないときは、この限りでない。